

せいかつほご 生活保護のしおり

せいかつほご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

せいかつほご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもので
すので、ためらわずにご相談ください。

まつどしふくしじむしょ
松戸市福祉事務所

せいかつしえんか ほごだいいちたんとうしつ
生活支援課・保護第一担当室

ほごだいにたんとうしつ ほごだいさんたんとうしつ ほごだいよんたんとうしつ
保護第二担当室・保護第三担当室・保護第四担当室

ねん がつかいてい
2026年1月改訂

[もく 次]

ページ

		ページ
1	生活保護とは	1
2	保護の原則	1
3	保護を受ける前に	2
4	保護が決まるまで	3
5	保護を受けられる基準	5
6	保護の種類	6
7	あなたの権利	7
8	あなたの義務	7
9	保護費の返還	10
10	病院にかかるとき	11
11	介護を受けるとき	13
12	減免されるもの	14
13	保護費の支払い	14
14	民生委員	15
15	地区担当員	15
16	生活保護の適用について	16
17	組織体制について	17

1 生活保護とは

わたしたちは誰でも、病気や怪我、失業、高齢や障害、しふりょう こうれい しょうがい
死別等様々な事情により、自分の資力や能力を活用し親族
の援助等を受けていても生活に困ることがあります。

生活保護は、このような時にその困難の程度に応じて
必要な保護を行い、憲法第25条で定められた健康で
文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立できるよ
うに援助する制度です。

2 保護の原則

(1) 申請保護の原則

保護は本人か扶養義務者または同居の親族の申請
により開始されます。

(2) 基準・程度の原則

保護の金額は、国において決定された基準により決
められ、年齢・世帯構成・所在地・健康状態など
により、それぞれに必要な保護を行います。

(3) 世帯単位の原則

保護は、同居している世帯を単位として行います。

3 ほ ご う まえ 保護を受ける前に

(1) のうりょく かつよう 能力の活用について

はたら ひと のうりょく おう はたら
働く人は能力に応じて働いてください。

(2) しさん かつよう 資産の活用について

ほゆう みと ふどうさん よちょきん せいめいほけん
保有を認められない不動産、預貯金、生命保険、
じどうしゃ こうか ききんぞく うでどけいなど かつよう しさん
自動車、高価な貴金属・腕時計等の活用できる資産
しょぶん せいかつひ
は処分して生活費にあててください。

※リバースモーゲージ（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

せいど しさん かつよう ほうぼう きょじゅうよう
この制度は資産活用の一つの方法として、居住用
ふどうさん とち およ かおく たんぽ せいかつしきん ゆうし
不動産（土地及び家屋）を担保に生活資金を融資すること
さいいじょう こうれいしゃ じゅうきょ す つづ せいかつ
で、65歳以上の高齢者がその住居に住み続けながら生活
しきん え せいで ほこ ゆうせん
資金を得られるようにする制度で保護に優先されます。

(3) ふようぎ むしゃ えんじょ かつよう 扶養義務者の援助の活用について

みうち おや こ きょうだいしまい きんせん せいしんてきえんじょ
身内（親・子・兄弟姉妹など）から金銭・精神的援助
う かくにん くだ
を受けることができるかどうか確認をして下さい
ほご じゅきゅうちゅう げんそく まいとし ふよう かん とどけで
(保護受給中は原則、毎年「扶養に関する届出
しよ ふようぎ むしゃ たい そうふ
書」を扶養義務者に対し送付いたします)。

(4) たほう たしさく かつよう 他法・他施策の活用について

ねんきん かくしゅてあて た ほうりつ せいど う
年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられる
ものががあれば、すべて受けてください。

4 ほ ご き 保護が決まるまで

そ う だん 相 談

せいかつ こま ほ ご ぱ あい せいかつ
生活に困り保護について聞きたい場合は、まず生活
し えん か そ うだん 支援課に相談してください。

し ん せい 申 請

こま じょうきょう き せいかつ ほ ご しんせいしょ
困っている状況をお聞きして、生活保護申請書など
ていしゅつ しんせい ひつよう しょるい
を提出していただくとともに、申請に必要な書類も
てんぶ 添付していただきます。

ち ゆ う さ 調査

しんせい てつづ す せいかつ し えん か ち ょう さたん と ういん
申請手続きが済みますと生活支援課の調査担当員(ケ
ー スワーカー)があなたのお宅を訪問して、生活
じ ょう きょう な ど ち ょう さ せいかつ た く ほ うもん せいかつ
状況等を調査します。また、あなたの住んでいる
ち い き た ん と う み ん せ い い い い ン ち ょう さ う か が ほ か
地域を担当する民生委員も調査に伺います。他には
か ん け い い さ き ぎ ん こ う せ い め い ほ け ん と う ち ょう さ ふ ょう ち ょう さ か い し じ
関係先(銀行・生命保険等)調査、扶養調査(開始時
およ い ご ま い と し び ょう じ ょう ち ょう さ お こ な せ い か つ ほ ご う
及び以後毎年)や病状調査を行い、生活保護を受け
よ う け ン み ち ょう さ るための要件が満たされているかを調査します。

ただ ふ ょう ち ょう さ ふ ょう し ん ぞく ふ ょう
但し、扶養調査については扶養親族であっても扶養が
き たい も の は ん だ ん ば あ い ぎ ゅ く た い な ど
期待できない者と判断した場合やDV・虐待等の
ひ が い う き ょ し ょ し ば あ い な ど ふ ょう
被害を受け居所を知られたくない場合等には扶養
ち ょう さ お こ な 調査を行わないこともあります。

ち ょう さ ない よう た ひと
※調査内容が他の人にもれることはあります。

生活保護法（※抜粋）

第22条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

決 定

調査に基づき、結果を書面でお知らせします。生活保護が受けられる場合は「保護決定通知書」を、生活保護が受けられない場合には、「保護申請却下通知書」で通知します。

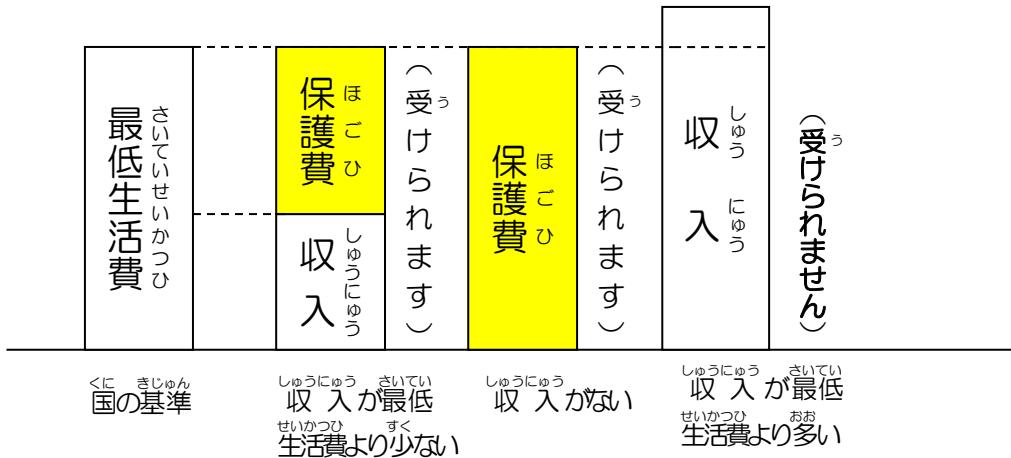
※保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）に通知します。

決定事項に不服があるとき

生活支援課がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3カ月以内に千葉県知事に対して、不服の申し立てをすることができます。

5 保護を受けられる基準

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。



(1) 最低生活費とは

国で定めた「生活費の基準」による1か月の生活費を最低生活費といいます。
最低生活費は、世帯の人数や年齢及び必要な扶助により計算されます。

(2) 収入とは

収入とは、給料・年金・手当・仕送り・臨時的収入など世帯に入ったすべてのものをいいます。
なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一定額の控除を行う特別な取り扱いがあります。

6 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があります。

- (1) 生活扶助…… 食費、衣料費、電気・ガス・水道など
の日常生活に必要な費用
- (2) 住宅扶助…… 家賃・地代、更新料、住宅補修に必要な費用（なお、単身の被保護者が死亡した場合の家財処分費用は支給できません。）
- (3) 教育扶助…… 小・中学生で必要な学用品、給食費
- (4) 介護扶助…… 介護サービスを受ける時の費用
- (5) 医療扶助…… けがや病気の治療に必要な費用、眼鏡・コルセット等の治療材料費、通院のための交通費
- (6) 出産扶助…… 出産に必要な費用
- (7) 生業扶助…… 高等学校の就学費用、仕事につくための費用、技術を身につけるために必要な費用
- (8) 葬祭扶助…… 葬儀の費用

※各種扶助費は、国の定めた基準により支給されます。

7 あなたの権利

(1) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容
を不利益に変更されることはありません。

(2) 保護費など生活保護により支給されたものには、税金
をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

8 あなたの義務

生活上の義務

(1) 生活支援課の指導や指示には従わなければなりません。

(2) 自分の生活の維持向上と自立のため、できるかぎり努力
しなければなりません。

(3) 働ける人は、能力に応じて働くなければなりません。

(4) 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

(5) 生活費は無駄づかいをせず、自分の生活に役立つよう目
的にそって、計画的に使わなければなりません。

*保護を受けているとき借金をした場合は、収入として
認定され保護費が少なくなります。

※金銭を貸して返還を受けた場合は、収入認定の対象となります。

※原則、自動車の所有及び運転は認められません。

※身内、友人等への国内及び海外への送金は認められません。

届出の義務

次の場合は、すぐに届け出てください。

(1) 給料、賞与、年金(企業年金、個人年金含む)、手当、
仕送りなどの金額が変わったり、オークションや
保険の給付金(解約返戻金含む)等、新たな収入が
あったとき(高校生のアルバイト収入も届出が
必要です)。

※ 高校生のアルバイト収入については、修学旅行費、
クラブ活動費等、就学に必要な最小限度の額を
収入として認定しない取扱いもできる場合があり
ますので、地区担当員に相談してください。

- (2) 仕事を始めるとき、やめるとき。
- (3) 家賃、地代が変わるとき。更新料がかかるとき。
- (4) 医療機関にかかるとき、からなくなったとき。
- (5) 社会保険の資格を取得したり、喪失したとき。
- (6) 介護サービスを利用するとき、介護度やプランが変更になったとき。
- (7) 交通事故などの災害にあったとき。

- (8) その他生活状況、家族に変わったことがあったとき
(出産、死亡、転入、転出、入学、卒業、退学、
入院、退院など)。
- (9) 海外渡航を予定しているとき、日本へ帰国したとき。

指導及び指示（法第27条、第62条）

あなたが、生活上の義務や届け出の義務を守ることが出来ず、あなたの生活の維持、向上、自立のためなどに必要と判断した時は、指導や指示を行うことがあります。
正当な理由がなく、指導や指示に従わない場合は、法第27条に基づく文書指導、法第62条第4項に定める手続きを経て保護の変更、停止又は廃止を行う場合があります。

生活保護法（※抜粋）

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

第62条 第4項 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

9 保護費の返還

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還

さし迫った事情のため、資力があるにもかかわらず
保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費
(医療費等も含む) をすみやかに返還しなければなりません。

例

①不動産(土地、家屋)などが売れたとき。

②生命保険などの保険金・解約返戻金等を受けたとき。

③各種年金、手当をさかのぼって受けたとき。

④交通事故などで示談金、損害賠償金等を受けたとき。

生活保護法(※抜粋)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、
保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は
市町村に対して、すみやかに、その受けた保護品に相当する金額
の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければな
らない。

(2) 不正受給の費用徴収

事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど
不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を
返還していただく他、法律により処罰されることが
あります。

※なお、生活支援課では法第29条に基づく調査とし
て、課税調査(地方税等の課税状況等の調査)を年
に1回実施しています。

せいかつほ こほう ぱっすい
生活保護法（※抜粋）

だい じょう ふじつ しんせい た ふせい しゅだん ほ こ う また たにん
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして
う もの ほ こ ひ しべん と どうふけん また
受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は
しちょうそん ちょう ひよう せんぶまた いちふ もの ちょうしゅう
市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収する
ことができる。

だい じょう ふじつ しんせい た ふせい しゅだん ほ こ う また たにん
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして
う もの ねん い か ちょうえきまた まんえん い か ばっくん しょ
受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処
する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるとき
けいほう けいほう
は、刑法による。

10 病院にかかるとき

じゅしん いりょうきかん げんそく きょじゅうち ひかくてききんきより しょ
受診する医療機関は、原則として居住地に比較的近距離に所
ざい いりょうきかん かぎ 在する医療機関に限ります。

(1) 国民健康保険資格確認書及び「資格情報のお知らせ」
しょう げんそく ほ ご しんせい じ かいしゅう し
は使用できません（※原則、保護申請時に回収しま
びょういん しんりょうじょ いりょうけん ひつよう
す）。病院・診療所にかかるときは、「医療券」が必要
いりょうけん げんそく せいかつしえんか こうふ
となります。医療券は原則、生活支援課で交付します
と き いりょうけん か
ので取りに来てください。「医療券」の代わりに「マ
ジさん じゆしん
イナンバーカード」を持参することで受診ができる
ばあい ちくたんとういん じせんれんらく わす
場合がありますので、地区担当員への事前連絡を忘れ
ねが じせん
ないようお願いします（※事前にマイナンバーカード
りょうとうろく ひつよう
の利用登録が必要です）。

ほ ご しんせい いちゅう いりょうけん はっこう
なお、保護申請中は「医療券」の発行はできません
びょういん まどぐち せいかつ ほ ご しんせい いちゅう
ので、病院の窓口で「生活保護申請中」であること
かなら つた を必ず伝えてください。

- (2) 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・
診療所で受診してください。指定されていない病院等で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならぬことがありますので、事前に地区担当員に確認してください。
- (3) 同じ病気や怪我で2ヶ所以上の病院にかかることは、原則として認められません。また、生活圏外（市外遠距離）の病院にかかるときには、事前に地区担当員に相談してください。
- (4) 社会保険の資格のある人は、そのまま社会保険を適用します。病院にかかるときは事前に地区担当員に連絡の上、病院や薬局の窓口では必ずマイナ保険証を提示してください（※マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書を提示してください）。
- (5) 「眼鏡・コルセット」ほか治療に要するものが必要なときにも、購入前に地区担当員に相談してください。
- (6) 「柔道整復（接骨院）・はり・灸・マッサージ」の治療を受けるときは、事前に地区担当員に相談してください。
- (7) 移送に関する費用（通院費）の請求をする際は、最小限度の日数、経済的かつ合理的な経路及び交通手段に限るため、事前に地区担当員に相談してください。
- (8) 自立支援医療受給者証をお持ちの方は、「病院・診療所」「薬局」等の名称が記載されている医療

機関窓口に必ず提示をして下さい。また、受給対象となる方は障害福祉課にて申請をお願いします。

(9) 病院・診療所から処方される医薬品については、原則的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用して下さい。

※事前に地区担当員に相談が必要なものには給付条件があります。

※給付が認められることもありますので、必ず事前に相談して下さい。

11 介護を受けるとき

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の人で「脳血管疾患」など特定疾患の病気があり、自力で生活を維持することが困難なときに介護保険サービスを利用することができます。

(1) 介護サービスを利用するには、まず介護認定を受ける必要があります。事前に地区担当員に相談してください。

(2) 介護認定を受け、要支援・要介護と認定されると、自宅や特別養護老人ホームなどの施設でのサービスを受けることができます。

(3) 65歳未満の人で障害者手帳をお持ちの方は、居宅介護・生活介護等、障害者自立支援給付等の活用をして下さい。

12 減免されるもの

生活保護受給中は申請によって、以下のようなものが減額または免除等を受けることができます（※「生活保護受給証明書」が必要な場合があります）。
申請の仕方や、以下以外のものについても、地区担当員にご相談ください。

国民年金保険料

NHK放送受信料

県・市水道料

し尿くみとり料

駐輪場定期使用料

保育料

市県民税・固定資産税

下水道料

粗大ごみ手数料

住民票手数料

13 保護費の支払い

保護費は、原則として毎月1日に支給されます。初回は生活支援課の窓口でその月の生活費が支給され、2回目以降は、原則として本人名義の預金口座へ振込みます。
事前に地区担当者にご相談ください。

14 民生委員

それぞれの地区には、生活支援課と協力関係にある民生
委員がいます。困ったことや悩みごとなどを持つ人の良き相
談相手として、必要な助言を行ってくれます。

個人の秘密については固く守りますので安心してご相談
ください。

15 地区担当員

地区担当員（ケースワーカー）は、あなたの自立助長と
適正な保護の実施のために、必要な調査や指導援助を行う
生活支援課の職員です。

生活保護が開始されると、地区担当員が定期的に家庭訪問
をして、あなたの家庭の生活状況を伺ったり、いろいろ
な相談に応じます。地区担当員は、あなたのかかえる生活上
の問題と一緒に考えますので、遠慮なく相談してください。

16 生活保護の適用について

<外国籍の方>

外国籍の方は、生活保護法第1条により同法に基づく保護を受けることはできません。しかし、昭和29年厚生省社会局長通知により、一定の条件を満たせば行政措置にて生活費が支給となります。

行政措置と生活保護法に基づく保護は何も変わりありませんが、行政不服審査については一部の事項を除いて審査請求対象外となります。

<暴力団員>

暴力団員は、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況を除き申請を却下することとします。

また、保護受給中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、保護は廃止となります。

17 組織体制について

※このしおりで記載の「生活支援課」とは、「生活支援課保護第一担当室」、「生活支援課保護第二担当室」、「生活支援課保護第三担当室」及び「生活支援課保護第四担当室」の総称です。

このしおりの内容や生活保護に関することで分からない
ことがありましたら、下記までお問合せください。

といあわ さき
<問合せ先>

まつどしせいかつしえんか
●松戸市生活支援課

じゅうしょ まつどしねもと
【住 所】 〒271-8588 松戸市根本387-5

でんわ かだいひょう
【電 話】 047(366)7349 (課代表)

ふあつくす
【F A X】 047(366)1143
047(704)3985

いー
【Eメール】 mcseikatsushien1@city.matsudo.chiba.jp

ほご だいいちたんとうしつ
◇保護第一担当室

でんわ
【電 話】 047(710)3059

いー
【Eメール】 mcseikatsushienhogo1@city.matsudo.chiba.jp

ほご だいにたんとうしつ
◇保護第二担当室

でんわ
【電 話】 047(710)4345

いー
【Eメール】 mcseikatsushienhogo2@city.matsudo.chiba.jp

ほご だいさんたんとうしつ
◇保護第三担当室

でんわ
【電 話】 047(710)3106

いー
【Eメール】 mcseikatsushienhogo3@city.matsudo.chiba.jp

ほご だいよんたんとうしつ
◇保護第四担当室

でんわ
【電 話】 047(704)3986

いー
【Eメール】 mcseikatsushienhogo4@city.matsudo.chiba.jp